

大阪市告示第42号

計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき、次のとおり指定定期検査機関を指定したので、同法第159条第3項第1号の規定により告示する。

令和8年1月16日

大阪市長 横山英幸

1 指定定期検査機関

大阪市港区夕凪1丁目14番11号

特定非営利活動法人 大阪市計量協会

2 定期検査を行う地域

大阪市全域

3 定期検査を行う特定計量器の種類

質量計

4 指定決定日

令和7年10月8日

5 指定の有効期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日

（経済戦略局計量検査所）